内閣総理大臣　安倍　晋三　様
厚生労働大臣　加藤　勝信　様
財務大臣　　麻生　太郎　様
国会議員　各位

2020 年 1 月 22 日
長野県保険医協会
会長　宮沢　裕夫

令和元年台風 19 号の被災者の医療費等に関する
一部負担金の免除対象期間延長の要望

昨年 10 月の台風 19 号は記録的な大雨と河川の氾濫により広範囲な地域に甚大な被害をもたらした。

災害発生後に厚生労働省は医療費の一部負担金等の支払いを免除する措置を決定し、被災者の医療支援を行ってきた。災害からの復旧には被災者が経済的な心配をせずに医療機関に受診できる制度は非常に有意義な措置である。

被災から約３か月が経過した現在でも被災者は生活再建の途上にあり、これまでの身体的及び精神的な負担の蓄積も計り知れない。

また、被災地域では今後も寒さが続き体調を崩しやすく、インフルエンザやウイルス性胃腸炎など様々な疾患への罹患リスクが高い時期でもある。

医療費等一部負担金の免除の取り扱い期間は 1 月末とされているが、生活や健康への不安を抱える被災者にとって本措置を継続することは重要かつ不可欠である。

長野県保険医協会は被災者の医療を支援する立場から、台風 19 号の被災者の医療費の窓口一部負担金の免除措置を、２月以降も延長することを強く要望する。